

## こんなことやってます 法教育の仲間たち

### 司法書士法教育ネットワーク地域巡回交流会 in 福島

(2-2)

2011年10月15日(土)午後1時30分～午後5時30分 ホテル辰巳屋(福島市)にて

登壇者：	小牧美江氏	司法書士法教育ネットワーク事務局長
	原田昌明氏	福島県司法書士会社会公益活動委員会委員長
	井上雄光氏	福島県司法書士会相談事業部長
コーディネーター：	高橋文郎氏	福島県司法書士会会長
司会：	大森佳彦氏	福島県司法書士会企画広報部長

(2)

司会

「今、法教育で伝えたいこと」と題しまして、福島県司法書士会の事業報告をさせていただきます。

まず、福島県司法書士会の事業であります高校生向けの法律教室、そして、司法過疎地である昭和村における法律教室・相談会。こちらの報告を、福島県司法書士会社会公益活動委員会委員長の原田昌明さんからお願いします。

#### 報告1 高校生向け法律教室、司法過疎地である昭和村における法律教室・相談会

原田

原田と申します。福島県司法書士会において、主として高校生のための法律教室を担当しております社会公益活動委員会の委員長を務めております。今年でまだ3年目でございます。経験も浅いですし、できれば今日、こういった機会に、さきほど、各会の皆様からのお話をうかがって非常に参考になりまして、本当はもっとそういうお話をしてもらった方がいいんじゃないかと思うくらいで、たいへん僭越ではございますが、簡単に、私共の活動についてご報告をさせていただきます。

福島県司法書士会では、平成10年度より、県内の高校を中心といたしまして法律教室を実施しております。実際にはその数年前から青年司法書士協議会の方で開催しておったのですが、その事業を引き継ぐ形で開催しております。毎年7月下旬に県内全ての高校に開催案内の文書を発送いたしまして、ここ数年では毎年25校弱くらいの申し込みはいただいています。今年は震災の影響で少なくなるんじゃないかなと考えていたんですが、現時点ですでに14校から申し込みをいただいて、2校で開催済みとなっております。

お申込みいただく高校は様々でございまして、就職率が高い高校が多いんですけども、都市部にある進学校から山間部の分校まで、様々でございまして。また、定時制高校からのお申込みもいただいております。また、生徒数につきましても、中高一貫の学校で全校生1000名を対象というものから、ある分校では生徒数5名という対象者数ということもございました。

次に、講師となる司法書士なんですが、これは、私共社会公益活動委員会の委員だけが務めているというわけではございませんし、こういった活動に熱心な一部の司法書士だけが務めているというわけではございませんでして、福島県司法書士会の会員全員を対象にお願いしているところでございます。これは、私たち司法書士にとりまして、社会公益活動、これは法律教室に限らず会が行う無料法律相談会とか様々なものが含まれますが、こういった社会公益活動が、司法書士にとって非常に大切であり、多くの会員に活動に参加してもらいたいという、私共、福島県司法書士会の高橋会長の強い意向でもございます。

ただ実際には、参加していただける司法書士の人数を増やすことは非常に苦労しております。やっぱり人前で話すのは非常に苦手だ、特に高校生の前ではいやだ、寸劇なんて絶対にいやだ、という方はたくさんいらっしゃいます。そういった人たちの気持ちもたいへん良く分かりますので、まずは、授業を見に来ていただく、見るだけでいいか

らということで参加してもらおうという状況でございます。ただ、1回参加してみると雰囲気も分かりますし、不安感とか抵抗感は若干やわらぐようでした、毎年少しずつではありますけれども、講師を務めていただける司法書士の数は増えてきています。こうして司法書士のすそ野が広がりますと、思いがけないような案が出てきたりですとか、たとえば年配の司法書士の方にお話をさせていただくと経験に裏打ちされた深い話などもさせていただくこともございまして、そういったメリットも感じております。

また一方で、これは一番大切なことなのですが、やっぱり授業を受ける生徒さんたちに対しまして、内容をきちんと理解してもらおうことが重要でございまして、すなわち、講義につきまして一定の質の確保が必要だと思います。なかなか私共では、現段階では、法教育とか消費者教育に関する研究ですとか、講師の研修ですとかいうところまではいたっていない。そういうことも踏まえまして、さきほど小牧さんからもご紹介いただきましたが、日司連のパワーポイント教材を、一昨年から積極的に使用しています。この教材は、みなさんよくご存知だと思いますが、たいへんよくできておまして、マンガとかも使用して、話を聞くだけではなく、視覚的な情報も多いので、若い人たちには受け入れやすいのかなと思っております。また、私たち説明する側でも非常に話がしやすいということもありまして、生徒のみなさんも自然にスクリーンに目がいきますし、私たちも原稿を見ながらではなくて、スクリーンと生徒を見ながら話ができるということで、話をするのが不慣れな方でも、抵抗感がやわらぐのかなと感じております。

ただ、全ての法律教室をこの教材だけで行うのではなくて、担当者によっては独自に教材を作ったり、原稿を作ったりして対応しております。さきほどご紹介いたしました生徒数5名というときにはゼミ形式で行ったと、非常に楽しかったと、担当者からは聞いております。また、パワーポイント教材を使用する場合でも、例えば保証人の説明の箇所などでは、我々司法書士が寸劇をして説明を加えたりするなど工夫をしております。また、もう一つパワーポイント教材で、さきほどキャッチセールスの例がありましたけれども、いろんな方が悪質商法の被害にあうまでのストーリーをマンガ形式でやってるんですけども、その登場人物のセリフを生徒さんに、休憩時間などをお願いして、前に出てやってもらう。ストーリーの会話、セリフをやってもらったりしています。これは非常に効果的でございまして、結構寝ている生徒も多いんですが、そのときはみなさん起きて、わあわあ、きゃあきゃあ言いながら、非常に効果的かなあと考えております。

私たちは、以上のような形で法律教室を行っているんですが、なかなか法教育そのものに対する研究とまではいたっていないと先ほども申し上げたのですが、次のステップといたしまして、もっと教育の現場を知りたいという思いがありまして、学校の先生との法教育についての意見交換会を行いたいと考えております。現に、福島市内のある高校に正式に申し入れをしたのですが、現時点では残念ながらまだ実現にいたっていません。先生方も、今、たいへんな時期だとは思っておるんですが、引き続きアプローチをしていきたいと思っております。

あともう一つ、早急に考えなくてはいけないと思っているのは、生徒たちの心のケアの問題です。福島県に住む生徒たちは、原発事故の関係で、もしかしたら、これから卒業して県外に出たときに、また現時点でも放射線の関係で転校する生徒も結構多うございます。そのようなときに、不当な差別とかいじめを受けてしまうかもしれません。また、現時点でなくても、将来、そのようなことを受けるかもしれないという不安な思いでいる生徒もいるかもしれません。私たち司法書士が、高校生のための法律教室の中で、消費者教育とともに、たとえば人権のような話もできればいいなと考えているところでございます。

高校生のための法律教室についての活動報告は、以上でございます。

つづきまして、私たちの活動のもう一つの大きな柱として最近始めたのが、いわゆる司法過疎地における主として高齢者を対象とした法律教室でございます。この事業の趣旨としましては、例えば高齢者であっても都市部に住んでいる高齢者であれば、いろんな相談会も開催されていますので、司法サービスというのは比較的多いのかなと思いま

す。一方、司法過疎地に住む人であっても若い人であれば、いろいろ情報はあふれておりますので、アクセスは比較的容易であるかと考えています。ただ、高齢者はなかなかそういうわけにはいかない。したがって、司法過疎地に住む高齢者というのは、地理的にも、情報的にも、司法サービスから最も遠い位置に置かれているのかなと思っております。じゃあ、司法過疎地で公益相談をやればいいのかということ、そう簡単ではなくて、現に、年に数回弁護士を呼んで、困りごと相談会とかを開催している自治体とか社会福祉協議会もありますが、司法過疎の状態にあるような村落におきましては、どうしても周囲の目が気になりまして、困りごと相談会では行きにくいという人も多いようで、来場者はそれほど多くないと聞いております。そこで考えましたのは、地域の自治体や社会福祉協議会、老人会などに協力してもらいまして、例えば、相続や登記などに関する法律教室を開催いたしまして、その後、希望者がいれば法律相談を受けるという事業であります。こういう形式なら、会場に足を運ぶのも、抵抗感が無いのかなというふうに考えた次第であります。

この事業は去年から始めまして、第一弾として、福島県の昭和村というところで開催いたしました。人口は、1500人弱。そして、65歳以上の高齢者率は55%でございます。これは県内でも1、2位を争う高さであります。また、数年前のデータではありますけれども、全国では3位となっております。この村は、ほぼ周囲を標高1000m級の山々に囲まれておりまして、鉄道はもちろん通っておりません。最寄りの法務局までは、山を越えて車で1時間以上かかります。この山越えの道路は、冬の期間は雪で通行止めになってしまいます。村内は、もちろん弁護士はいません。司法書士も土地家屋調査士も行政書士もおりません。

この昭和村におきまして、社会福祉協議会の協力を得まして「暮らしの法律教室」と題しました法律教室・相談会を昨年11月に開催いたしました。人口1500人たらずの村でございますし、また、初めての試みということもあって、来場者数は期待してなかったんですが、22人の来場者がございます。相談会も6組の方に対応させていただきました。まず法律教室ですが、司法書士3人が、相続の話と成年後見の話、あと登記の話で生前贈与とか時効取得についての話を、リレートークという形式で20分ずつ、1時間行いました。で、相談会を行ったんですが、相談内容といたしましては、土地の時効取得についての相談、農地の贈与についての相談、相続登記の費用の相談、権利証を無くしちゃったんだけどどうしたらいいのという相談などがありました。余談になるんですけど、昭和村社会福祉協議会は、今まで、4年に1回、困りごと相談として弁護士をよんでいたんですが、もちろん今も続いているんですが、今年度から弁護士ではなくて司法書士をよんでくださることになりまして、個人的にはとても喜んでおります。

この昭和村の事業におきまして、この事業に対する潜在的なニーズに手応えを感じましたので、第二弾として、今年5月に県内で3番目に人口が少ない葛尾村での開催を決定していたのですが、原発事故の関係で、葛尾村は計画的避難区域になってしまいました。実現には至りませんでした。葛尾村の場合は、村の高齢者団体の月1回の定例会の事業として位置づけてくださりまして、40名くらいの参加者が見込まれていましただけに、非常に残念でございました。ただ、現在でもこの村の担当者とは連絡をとっておりまして、現在、葛尾村役場は三春町というところに機能を移しておりまして、三春町の中の仮設住宅に葛尾村のみなさんがお住まいになられているのですけれども、村の担当者の言われるには、もう少し落ち着いたら、高齢者団体の定例会を再開したいと言っておられますので、引き続きアプローチしていきたいと考えております。

今年度につきましては、3か所での開催が決定しております。その3か所は、昨年度行った昭和村と、もう一つは福島県の西の端、新潟県の境に位置します西会津町、3番目は福島県の東側にありますいわき市の田人地区というところでございます。まず、西会津町でございますが、ここは、今まで予算の関係で、社会福祉協議会が開催する困りごと相談会を地元の民生委員の方が対応してきたということです。ただ、民生委員は地元の方ですので相談が少ないということと、法律的な問題だとどうしても対応できないということで、困っていたという話をうかがっております。もう一つ、いわき市田人地

区なんです、いわき市内には司法書士が30名以上いるんですが。司法書士の司法過疎地の説明で使われる市町村別のいわゆる「ゼロ・ワンマップ」上では司法過疎地には該当しないんですけども、平成の大合併の前には、全国で一番市域面積が広い市となっておりまして、田舎地区は市のはずれの山間部にありまして、市の中心部に行くのに1時間くらいかかるというところがございます。こちらでは、社会福祉協議会の地区協議会の月1回開催される定例会のうちのひとつとして位置づけさせていただいてまして、30名程度の参加者が見込まれています。

この事業につきましては、まだ始まったばかりで実績も乏しいのですが、特に我が県においては、多くの法的サービスが被災地向けに当然のことながら注がれている中で、司法過疎地における潜在的な法的ニーズに応えることの重要性が低下しているわけではございませんで、逆に手薄にならないように、この事業をわが会の社会公益活動の大きな柱として育てていきたいと考えております。

私の報告は以上でございます。

司会

ありがとうございました。高校生向けの法律教室、そして高齢者向けの法律教室ということで、2つの題材についてご報告をいただきました。

続きまして、今回の東日本大震災がありました後の法律相談会ということで、司法書士会の方で開催させていただいております。そちらの方で様々な段取りをさせていただいております、福島県司法書士会相談事業部長の井上雄光さんにご報告をお願いします。

## 報告2 東日本大震災後の法律相談会

井上

福島県司法書士会相談事業部担当の常任理事(相談事業部長)をやっております井上と申します。法律教室を行う司法書士が伝えたいこととして、相談する専門家を知ってほしいというようなお話が、先ほどの小牧さんの話でもあったと思いますが、本日の開催地が被災地・福島だということで、福島県司法書士会の相談活動について、若干お話をさせていただきます。法律教室とは少しそれるかもしれませんが、雑誌で言うコラムのような、著休めのような形で聞いていただければと思います。

まず、震災相談についてのスタートなんです、震災直後、3月11日以降は、司法書士会としては、会員の安否の確認作業、こちらをまず進めなければいけないということでそちらに執行部の方は集中していた。それと同時に、会員有志が、避難所での相談会を試みていった、それが始まりです。

ちなみに、避難所での相談会というのはどのように進めるかということ、まず、避難所でアポをとらなければならない。基本的には居住空間なので、そこでやらしてもらうわけにはいかないので、例えば、避難所を管理しているスタッフの控え室にちょっとスペースを作ってもらって、そこでやる。その避難所をどこが管理しているのか、避難先の自治体なのか、避難している町とか村の役所機能が管理しているのか、そのへんをちょっと把握できないままやらなければならないということがあったので、一番最初の方は、司法書士個人が個別にコンタクトをとって、もともとコンタクトのあった役所の職員に聞いて、その避難所で相談会をやりたいんだけど、というような形で進めていったという経緯があります。現地での作業ですけども、担当者が、今言ったように、地元の役所の人だったり、避難してきている地域の役所の人だったり、いろいろあったので、ノウハウとして蓄積していくという形ではなくて、とりあえず行った先でその都度対応をしてという形で、避難所での相談会を始めました。

避難所での相談会の効果なんですけれども、時期的に、避難してきている人たちに司法書士の職能が役に立つのかどうかということ、非常に疑問に思われることが多かったんですけども、そこまで否定的になることはなくて、実際に避難所での相談をやってみると、やはり、不動産をお持ちの方は権利書が無いことが一番真っ先に不安だったりしているようですし、住宅ローンが返せない状態になってしまうことが避難所生活をし

ている中でも一番気にかかったりということがあつたようで、司法書士の知識が避難所の相談会で役に立たないとか、時期尚早だとか断言はできない状況だったなど、やって、お役に立つことはできたのかなという感想です。

避難所相談会の数なんですけれども、実際に、本会として把握してやったのが4月21日からです。避難所の解消されつつある中で相談件数も減ってきていたので、だいたい7月11日を最後に、避難所の相談会は、我々の方としては終わったのですが、この82日の間で、のべ91か所の避難所での相談会を開催しました。この数字というのは本会が把握している数ですので、任意で青年司法書士協議会が開催した相談会もありますし、ADRのトレーニングをやりました人が土地家屋調査士会とコラボしてやった相談会などは含まれていません。それ以外にも、市役所からの要請があつて現在も続いています相馬市役所での平日毎日の相談会、法テラスを通じて要請がある定期的な定点の相談会などにも対応しているという状況であります。

平時の相談会との違いなんですけれども、例えば普通にみなさんがやられる無料相談会というのとどういう点が違うのかというと、私なりに感じたところなんですけれども、相談者の特徴として、まず、押しかけてやっているということもあるんですけれども、相談している相手、つまり我々ですね、我々が何者かということは何も関係がない。相談したいから自分が行つたということではなくて、そこに(司法書士が)いるから、とりあえず自分の不安なことを聞いている。そういうことを感じました。例えば、我々司法書士にはまったく関係ないんですけれども、行政への不満をぶつける。この避難所の扱いは悪いとか、ご飯がどうか、他の避難所では温かいものが食べられるのとか、そういうことを言われても、うんうんと聞くしかないんですけれども、行政への不満のはけ口になってたりするということがありました。

あと、先ほど小牧さんのお話で、相談する力を養うみたいなお話があつたんですが、それを非常に感じたというのがもう一点あります。普通の相談会といのは、例えばここで何時から何時までと区切って、一人の相談時間もだいたいこのくらいでお願いしますねと前置きをして相談を受けることがあると思うんですけれども、避難所では、基本的な時間設定はするんですが、一人の所要時間を決めないんですね。ようは、その人が不安を抱えて「相談を聞いてくれるか？」って来るんですけれども、問題の核心、相談のポイントにいたるまでの間がやたら長い。へたをすると、結婚生活のところから始まっちゃうような話のこともある。これってやはり、相談する力が無いということなのかなと、今日、小牧さんの話を聞きながら、このような形にならないような意味での法教育というのものもあるのかなというふうに、改めて感じました。

あとは、具体的な中身でいうと、相談会なんですけれどもひたすら借金の申し込みをしてくるような方もいました。いいから100万円貸してくれよとか言ってくる方もいました。あとは、自分の人生を語り続ける方もいました。これは、温泉街のホテルとか旅館が二次避難所になっている所でやった相談会で、半日、9時から12時、あと1時から4時という形で2回に区切って相談会をやつた、その午前の部の1番に来て話し続ける方がいた。館内放送でお昼のお弁当が配られますよというまでずっとしゃべっていた。最後にお昼ご飯の時間だから出なければいけないというときに「私の81年の人生は、語り尽くせない」と。相談でもなんでもないんですね。でも、相談会をやっているから、話を聞いてくれるという場所があるから、そういう形になる。ようは聴いてもらえればいいんだというスタンスの方もそこそこ多かつた。あと、震災相談の中で一番恐かつた経験なんですけど、公民館が避難所になっているところで、夜やつたんですね。じゃあここでやってくれと言われて一番最初に来た方が、ビンでお酒を持ってきたんですね。焼酎だと思います。トンと相談の机にお酒を置いて「じゃあ、話を聞いてくれ」ということで始まつた。お酒を飲みながらの相談というのは、通常の相談会ではあり得ないシチュエーションを体験して、帰るときには本当にホッとしました。

こういった形で、平時の相談会との違いは、避難所で相談会をやつたときにはありましたけれども、あとは、普通のときの相談会との共通点もありまして。何度もお話しておりますが、傾聴ですね、「きちんと話を聴く」というスタンスだけでも、とりあえず

満足度は増しているということです。先ほど、司法書士の知識でも役立つことがあったと言いましたが、逆に、司法書士の知識ではまったく関係のないことをつらつら話されてしまう。そういうことも当然あった。ただ、それでも「話を聴く」ということに徹することで、相談者の方は解決には至らないんですけども、クレームにもならない。とりあえず、その場では満足をいただいているのかなという評価はできる。このへんは、普通の相談会でも、ちゃんと話を聴いてくれなかったというクレームが出る可能性はあるんですけども、話を聴いてくれて、解決方法は分からないけれども励まされて良かったということもあるのではないかと思います。

あと、普通の相談会との共通点と私が言っちゃうのはくやしいんですけど、司法書士の認知度の低さです。とって知られていないですね。何とか「書士」ということで、行政書士とよく間違えられる。相談者が何を相談してきたのか分からないということが、話を聴いていて感じました。それは、司法書士とは何者かということもあるのですが、何を相談していいか分からないということが多くて、ひょっとしたら、告知をする相談会のタイトルにも問題があるのかなと思って。最初は「無料法律相談」と言っていたんですけども、「無料生活相談」とか「無料困りごと相談」とタイトルを変えたこともあって、自分が相談したいと思うことをこの人が話を聴いてくれる人かどうかということ、把握して来てくれる人が少ない。そういうことを感じました。

今までの相談事業の活動を、ちょっと簡単にお話をしたんですけども、実は、法律教室と相談会とをドッキングさせた試みもやってきておまして、10月4日にやったんですけども、仮設住宅の集会所で「仮設住宅にお住まいの方のための生活講座&相談会」というのを企画してやってみました。前半の1時間は、いわゆる消費者トラブルに巻き込まれたときにどうしましょう、仮設住宅に住んでいる人を狙ったこんな悪質商法の事例もあるんですよということを、講義形式で1時間やって、そのあと1時間で相談会というのを試しにやってみました。いろいろ課題も見つかったり、やってみて良かった点もあるんですけども、今後これをどういう形で発展させていくかということ、宿題だということです。

とりあえず、そんな状況で、福島県司法書士会としましては相談事業を進めているところです。県外の方からは、我々はどういうふうに映っているのか分からないのですが、我々は、会長以下、とにかく普通にやろうと、平時に戻ろうと努力をしている最中です。ですので、被災地というふうな見方をされてしまうとちょっと異常かもしれないんですけども、普通に法律講座も企画して開催しますし、先々週、10月1日の「法の日」は、県内6支部で、法律相談を開催しています。そうは言っても、対応しなければならぬことには対応しなければいけなくて。最後に宣伝になってしまうんですが、「被災司法書士による原発補償金説明会」。こちらは主催は地元の福島県青年司法書士協議会なんですが、福島県司法書士会として後援しております。日本司法書士会連合会の後援もいただいております。どうしても生活上これを避けて通れない。福島県の司法書士としてここを避けて通れないという意識のもとにですね、実際に、説明会をするその説明は、被災した司法書士なんです。原発から10km以内が2人、20km~30km圏内の会員が1人、3人が交替で説明をするような仕組みで考えています。ここが、弁護士会のやる原発相談会との違い。実際にあなたたちと同じ立場の人が説明をするんですよというところをPRしながらやりたいということで。実はここにいる会員も1人、その避難所から研修に参加してくれている方もいますけれども、こういった形で、福島県の場合には、原発問題を避けて通れないということで、やってみようという形で進めているところです。最後は宣伝になりましたが、これで、私の報告を終わります。

司会

ありがとうございました。

それでは、これからパネルディスカッションに移ってまいります。パネルディスカッションとはいいますが、参加者の皆様も全員参加していただくということで、進めていきたいと思っております。

(会場設営のため、暫時中断。)

司会

改めてご紹介という形をとらせていただきます。

本日、コーディネーターを務めます、福島県司法書士会の高橋文郎会長です。

そして、先ほどからご講演をいただいています、司法書士法教育ネットワーク事務局長並びに近畿司法書士会連合法教育推進委員会委員長の小牧美江さんです。

そして先ほど、震災後の法律相談会のご説明をいただきました、本人も震災において事務所が一部損壊しておりますが、そんなことは関係なしに精力的に動いていただいています、福島県司法書士会相談事業部長の井上雄光さんです。

そして最後に、高校生向け、そして高齢者向け法律教室の責任者でございます、福島県司法書士会社会公益活動委員会委員長の原田昌明さんです。

それでは、「今、法教育で伝えたいこと」という広いテーマでもって、パネルディスカッションの方を始めさせていただきますが、先ほど申し上げたとおり、会場の皆様にもご参加いただきたいというふうに思っています。これからの進行につきましては、コーディネーターの高橋会長、よろしく願いいたします。

## パネルディスカッション 今、法教育で伝えたいこと

高橋

まあ、座談会みたいにリラックスしてやりましょう。皆さんがパネラーですから、いろいろとまた、皆さんからご意見もいただきながらやりたいと思います。

先ほどのご報告によりますと、福島の他に、東京、埼玉、山形、宮城、栃木、茨城、新潟、岩手、各地からおいでいただいています。特に、皆さんの先ほどの質問の中でも、他の会のいろいろな活動を知りたいというご希望もあるようですので、そのへんをぜひ、いろいろ意見交換をしていきたいと思います。

まず、大きなところからなんですが、我々福島県司法書士会は、平成10年から青年司法書士協議会がやり始めた。まさしく消費者教育、対症療法的なものです。先ほど小牧さんがおっしゃってたいろんな多重債務の問題とか、クレサラ問題がクローズアップされて、それぞれの若い会員の事務所においでになる方々の法的な知識の少なさ、情報量の少なさ、正しい情報を把握していないということを非常に感じて。実はもう帰ってしまったんですが、郡山の司法書士の一人が「やらなきゃいけない」ということで、自分の手で案内文を作って、県内の全高校に案内文を送ってというのが始まりだった。その年は、1校だけだったんですけども、とある田舎の高校に行くと、非常に寒いときでしたね。冬で、体育館に3年生が200数十名。うちの福島県司法書士会は230人しかいませんが、それと同じくらいの生徒たちの前でやったということを記憶しております。それから、主に消費者教育をテーマにずっとやってきて、途中、ここ何年かの中で法教育という概念が入ってきて、少しずつそういったエッセンスを入れながらやろうと努力していると思うんですが、実際、原田委員長、どうですかね。うちの法律教室活動に、法教育的なエッセンスが入れられているのか、入れようと努力されているのか、そのへんを少し。

原田

入れたいというふうに考えておるんですが、なかなか。本当に1回の、1時間の授業で入れるのはなかなか難しいのかなというふうに考えています。さきほどの京都司法書士会さんがやられた4回というような、そういった形でないと(入れるのは)難しいのかなというふうに考えています。

高橋

小牧さん、法教育と消費者教育というのは違うものなんでしょうか。それとも、法教育の実践の中に消費者教育もあるというような考え方でいいんでしょうか。

小牧

よく、それは尋ねられるんですけど、現代社会というのは、法、法律とまったく無縁である制度というのは、あまり考えられないですよ。例えば、こういう施設が建つ

のについても、建築基準法ですとかいろんな規制がかかっていたりですとか、高校生が学校に行くというのも学校教育法だったりとか、必ず法律があって、何かしら制度とかしくみができて、社会、行政の働きもそうですが、進んできましたよね。震災の復興もなかなか進まない、いらいらしているんですけども、震災復興にかかわる法律をどう作っていくかというところで、国会があの状態なのでというのがありますよね。だから、いろんなところで、いろんな教育で、法教育というのはできると思っています。私は、ジェンダー法学会にいますけれども、ジェンダー法学で議論がよくあるセクシュアル・ハラスメントですとか、男女共同参画ですとかの授業を通じての法教育ということずっと考えています。ジェンダー法学会（関西支部研究会）でも報告させていただいているんですけども。同じように、消費者教育という中で、法に関する教育というところを担うのが法教育かなと思います。

考え方として、消費者教育という大きな枠の中に法教育があるという考え方もあると思うんですが、私は、消費者教育のグループと法教育のグループが重なり合っているような部分というようにイメージしているんですね。いろんな考え方はあるかと思いますが、そういう風に考えた方が、今まで学校の先生方がやってたこと、私たち、あるいは各司法書士会がやってらっしゃることに意味づけをしていける。今までの授業を進めていくんですけども、そこに法教育の視点を持ち込むことで、私たちが生徒さんたちに伝えたい思い、「法的な疑問・被害を感じたときに動ける力」というのを獲得してもらうために役立つような授業ができるのではないかと、そういう意味づけをしていくことが大事ではないかと考えているんです。

高橋 井上さんも、福島県内でかなり学校現場に行っているんですが、こういったテーマでお話することが多いですか。

井上 やはり学校側の希望が出てしまうんですね。「こういったテーマでやってください」と言われてしまうので、消費者教育というんですか、高校を卒業する前の3年生の冬がニーズとしては多いですよ。12月、1月、2月くらいで、空いた時間で、就職も決まった、学校は3月まで卒業しないんだけど、それまでの間に、何か、社会に出てこういったことに気をつけようというところを話してくださいと。オファーの中身がそうになってしまう以上は、そういうところの意識ははずせないというところはあるんですけど。

今日の小牧さんの話を聞いていると、それはやりつつ、そういうふうなことの考え方があるというバックボーン、考え方のベースになっているのはこれなんだよと、そのベースを持っていけば、何かあったときに、そのベースの考え方を中心にもっていけば、困ったときにも対応できるんだよと。力をつけるという意識を持ってもらえるような感じに持っていければと。消費者としては、予防司法的な話もしつつ、そこもできるんだということが必要だと感じたんですけども。同じように感じたのは、小牧さんくらいの能力がないとできないのかなと、講師にも能力が求められているのかなと非常に感じましたね。ちゃんと理解したうえで、ちゃんと伝えたいことも分かってやらないと、混乱しただけで終わってしまう。こちらが伝えたい意思をちゃんと持っていないと生徒も混乱して終わってしまうのかなと思いました。

ちょっと話がずれるんですけども、高校からのオファーで一番自分でもおかしかったなというのは、青色発光ダイオードとか世紀の発見とかありましたよね。工業高校の校長先生の強い意向で、知的財産権について話してくれというものがありました。そんなの分からない、ですけどオファーがあった以上はしゃべんなきゃいけないということで調べて、著作権とか意匠権とかそのへんをしゃべった。それも、法律的に権利があってそれが侵されたときには裁判をやるようなことにもなるんだよと、裁判事例まで調べて、こんなケースがありましたということでやりました。

高橋 さきほど、茨城の方から、かつては弁護士会と一緒にやったというお話がありました。

- それはどんな取り組みでしたか。
- 参加者 A (茨城：司法書士)  
私はそのときは直接には関わってなかったんですが、法教育の滑り出しの時期で、それを中学校でやったと聞いている。いわゆる消費者教育ではなくて、例えば、会社をつくってみるとか、契約自由について考えるとかいうことをやったと聞きました。
- 高橋 埼玉では、消費者教育からだんだんと法教育へと、会の考えがあったとか、そのきっかけとか、そのへんを教えてください。
- 参加者 B (埼玉：司法書士)  
法律講座推進委員会に、私は今年度から所属しまして。10年くらい前、当時使っていたもの(テキスト)と、近年使っているというものとを比べると、あまり変わっていない。私は中学のPTAの役員を長い間やってまして、学校の生徒や先生を見る機会が多くて、自分の子どもも高校生、大学生の年代になって、(テキストを)見ていると、実際に高校生が遭遇する問題と、ちょっとずれてきているんじゃないのかなという個人的な印象がありました。それを委員会で話しましたところ、他の方からも、こんな被害に遭わないでほしいというところでもいろいろな対応が出てきているということ、以前とは違う部分が出てきているということで、テキストを改訂してもう少し時代に即したものにしたいということに。
- 高橋 福島でやっているのは、例えば3年生なら3年生全体を対象にしたものということ、さっきの小牧さんのような各クラスでやるというのはあまりなくて、学年全員を対象とした大規模なものが多い。そういうことですね。
- 原田 基本的にはそうなんですが、高校側のニーズやいろいろありまして、例えば、インフルエンザがはやったときは、あまり大勢で一つの場所に集まるのは問題だということになって、各クラスごとでやってほしいということで、対応したことがあります。2つのクラスで同時に別々にやってほしいということもありまして。人数的に私たちも対応するのはたいへんではあるんですが、そういうニーズには応えていきたいと考えています。
- 高橋 そうすると、それはどういう時間帯を使って、学校はやっているんでしょうか。何かの時間を使って、例えばロングホームルームの時間を使ってとか、そのへんはどうでしょうか。
- 原田 ホームルームというちゃんとした授業枠で行っているというふうに思っていますが。
- 高橋 さきほど紹介していただいた京都の授業はどういう枠なのでしょう。
- 小牧 確か、「総合的な学習の時間」だったと思うんですが。年間を通しての一つの授業の中で4コマいただいたと。この取り組みは、京都司法書士会でも今年度が初めてで、何回か提案をしていたのですがやっと申し込みがあったということです。すごいのは、その学校の先生が、京都会の法教育推進委員会の会議に来てくださって、一緒に授業の内容を考えていったということなんです。最初は(司法書士会側が)パワーポイントを使わせてくださいというと、各教室では使えないので無理だということで。さっき見ていただいたように、説明用のパネルを黒板に(マグネットで)貼ってましたよね。あんな風にしてもらったほうが分かりやすいということ、学校側がどうしたら生徒さんに伝わりやすいのかという手法を教えてください、そういうことを何回もやりとりしながら、1回めの授業は6月だったそうですが、その授業をするまでに10回くらい、学

校側と一緒に打合せをされています。

ちょっと外れますけれども、学校側のニーズ(注:その学校の生徒に学ばせたいこと)がどうなのか、そういったこと、生徒のことを一番知っているのは、学校なんですよ。その学校と私たちとが共通認識を持たないと、京都さんが実現できたような取り組みというのはなかなかできない。さっき、私だからできる授業なのかという言い方をされてましたけれども、私だってたった1時間で、「法的な疑問・被害を感じたときに動ける力が大切だから、みなさん身につけてね。」「はい、分かりました。」なんてことは、絶対にありえないわけなんですよ。そうすると、学校側の、具体的には学校の担任団の先生方の理解をどうやって深めていくかということにつきると思うんです。例えば、(被害事例を示して)「おどかしてやってください。」というような注文があっても、そこに一歩踏み込んで、「実は、悪質商法の見分け方を学ぶ方法があるんですよ。」というような持って行き方をすれば、それは受け入れていただけると思うんです。

先ほどもちらっとお話したとおり、「言語活動を充実させる」ようにと言われたんですよ、学習指導要領の改訂で。でも、言語活動ってどういう風にするんですかと、学校はすごく困っているんですよ。そこで、私たちが、相談に来ていただく力として、自分の意見をまとめるとか、相談に行けない人たちをエンパワーする。この人は何を困っているのかということまとめてあげて、それだったら社会保険労務士会に行ったらいいとか、それだったら司法書士会に行ったらいいとか、そういう支援ができる人を育てるとか、そういうことを視野に置いた法教育というのは、言語活動にもすごく役に立つんですよというようなことを提案していけたら、必ず受け入れていただける土台ができてきていると思うんです。まさにこれはチャンスなんです。だから、どうやって、学校の先生方と私たちの考えていることをすりあわせられるような、共通認識を持てるような場を作っていくかというのが、これからの課題になっていくと思うんです。

なかなか、被災地のみなさんのところで、学校の先生方自体が疲弊されている中で、そういう取り組みをしていくのはすごく難しいかもしれませんけれども。でも、この被災地だからこそ、この子たちにこんな力をつけさせてあげたい。おそらく東電の損害賠償請求なんかの、まさにこの子たち自身が当事者になっていくわけです。そうすると、必ず、司法制度にアクセスする力を身につけさせないといけない。それは、先生方も共通認識を持てるはずだと思うんです。そのところで、いろんな機会をとらえて、学校の先生方と話し合いができるような場に、私たち自身が出ていくことも大事になってくるんじゃないかなと思います。

高橋

うちの会の法律教室の担当部長(企画広報部長)が、今日の司会をやっている大森なんですが、教育委員会に挨拶に行ったときに、教育委員会の方からも期待をしているというような話があったと聞いていますが。

大森  
(司会)

県内の公立高校に案内書を発送する段階で、福島県の教育長を経由して各学校に配布した方が参加率が高いというデータがありまして、毎年、開催前の6月くらいに教育長を訪問させていただいて、「今年も例年どおり開催させていただきますので、文書の配布並びに広報をお願いいたします。」と、申入れをさせていただいております。担当の方と20分くらいお話をする時間が毎年あるんですけども、本年に関しては、未成年者を対象とする法律教室自体のニーズは少ないだろうと。もちろん、東日本大震災の影響はあると思います。ただ、話をしている中で、我々司法書士は、被災者である生徒さんだけでなく、先生も含めて、そこに寄り添っていきたいんです、お話を聴かせていただきたいんですというようなお話をしましたところ、そこを非常に前向きに捉えていただけた。教育委員会の方がおっしゃったのは、実は、学校の生徒だけじゃなくて、先生も疲弊しているんだ。かなり追い詰められているんだ。そこを、司法書士会の方でケアしていただけると、非常にありがたいというなお話をいただきました。これは、今年だけでなく、来年もそうかもしれないけれど、例年とは違ったニーズといえますが、そういったことを感じております。今年度の法律教室に関しては、そちらの方も視

野に入れながら、では、具体的にどういうプログラミングをするのかということまでには至っていませんが、できるだけ、生徒さん、先生方の顔を見ながら、講義の方を進めているというのが現状です。

高橋 今日、宮城県司法書士会の鈴木会長もおいでいただいています。同じ被災会として、今年度はこの活動はどうですか。

鈴木 (宮城県司法書士会会長)

突然、無茶振りをされました、宮城県会会長の鈴木です。宮城会としましては、震災対応を最優先課題として対応しているんですが、例年やっている法教育関連事業もどこおりにくすすめているところがございます。震災でどうかなというのもありましたけれども、今のところ6校ほど申し込みがありましたので、最終的にはもっと増えるかなと思います。ただ、福島と宮城では、多少違う。津波で流された学校も相当数ありますので、体育館とかそういったところでやっている学校もありますし、開催できない学校も相当数あるのかなと思います。そういう中でも、南三陸の方からも確か申し込みがありましたので。被災した子どもたちの心のケアというところでも法教育が果たす役割というのは非常に大きいと思いますので、今後も、積極的に取り組んでいきたいと思っています。

高橋 東北3県で2万5000人くらいが転校しているんですね。福島県内では1万2000人くらいが転校して、特に夏休みにかかなりの転校者がいました。8月1日に教職員の異動があって。3月末発令がずれて、8月1日に異動して。(生徒たちが)2学期に戻ったら、仲間がいない、先生が替わっている。そういう状態で学校が始まっているというのが現状です。そういう中で、我々にどういう役割が果たせるか。さきほど大森部長が言ったように、先生方が疲れ果てているところで、我々に何ができるのか、じっくりと先生たちと話をしていかなければならないのかなと思います。

小牧さん。学校の先生たちが、法教育ということ学ぶ場面というのは、いろんな研究会であったり、もしくはその前の教員養成の段階であったりと、いろいろあるんでしょうかね。

小牧 法教育という考え方自体が新しいですから、なかなかそれを研修でというのは、大学の科目になっているというのあまり聞いていないのですが。学習指導要領が変わりましたから、各都道府県、政令市もありますが、その教育委員会がその趣旨を伝えるという研修会は必ずやっています。代表者を集めて、それをまた学校に帰って伝達研修になることもあります。そういう中で、社会科で言うと法に関する教育内容が入ったとか、家庭科では消費者に関する内容の充実が図られたとか、そういうことは情報としては伝わります。言語活動の充実についてもそうです。ただ、先ほどからも何度も言っている「基礎的な法的リテラシー」をどう考えるのかということが、整理されて学習指導要領に入ったわけではありませんから、伝達研修をする教育委員会の方々も、理解があいまいなところがあるんですね。法的なことを学ぶことになったということについて、学習指導要領の中に「裁判員制度」について触れるとか、学習指導要領の解説に「裁判官、検察官、弁護士」について触れるというようなことが書いてあると、やはり、それをすることが法教育だという誤解が起こったりするんですね。中には、「きまりの意義」とかを道徳的なことと考えてしまって、法律やきまりを守れと言い放つような、そういう研修があったというようなことも聞いています。

そんな状況の中なんですけれども、それでは本来の法教育になりませんよということ、やっぱり専門家が言っていかなければいけないと思っています。研修の機会というのは、教育委員会発の研修だけではなく、例えば教員養成大学ですとか、様々な団体もやっていますから、当然、司法書士会も教員研修をやっていいと思います。近畿司法書士会連合会でも、今、情報収集をやっているところなんですけど、できれば来年くらいに

夏休みの機会を使って、教員研修を各府県単位で6回できないかというようなことを、今、実現可能かどうかという探りを入れているところです。夏休みなんかには、司法書士会が研修会をやりますよということで、それに例えば県教委の後援をとりますと、学校の先生方が司法書士会の研修会に行くということが出張扱いということで参加できる。そういう形で場を提供できる。そういう形で私たちがやっていることを分かっていただけのような場を設けていくとか。あるいは、大学の附属の小・中・高校なんかですと、教育研究会ということをして年に1回やってらっしゃるんですよ。そういうところに顔出しをしまして、そこで「研究授業をやってもらえませんか」ということで持ちかけをしまして、そういう研究会に参加していく。近畿でいいますと、11月12日に、大阪教育大学附属天王寺中学校で、家庭科の授業で「契約」の授業をされるんです。そこで、参加された方々と共に「契約の授業をどうしたらいいのか」「法教育としての消費者教育とは」みたいな研究協議会を、参加者と一緒にするような企画をしていただいています。そんな形で、私たちがやっていることを、いろんな機会に伝える工夫は、いろいろできるんじゃないかなと思います。

それから、私たち、いろんな教材を作ってウェブ公開したりとか、大阪司法書士会ならマンガパンフにして配布したりしていますが、どこの会も、その教材で獲得してほしい目標ですとか、指導のポイントですとか、ねらいのようなものを、どこの会も公表していないんですよ。ご自由にということをやってきたと思うんです。しかし、目的を明示する。法律教室をするだけけれども、疲弊されている先生方に寄り添った支援をしたんだという目的をもった研修会です、講演会ですということでも目的を明示すると、受け手もそういうことなのかと分かっていたらいいですね。ですけど、目的がなくパンフレットだけが出たら、司法書士会の宣伝かと思われませんか。まあ、宣伝もあるんですけども、これを通じて、子どもさんたちにこういう力をつけてほしいんだとか、先生方とゆっくり話がしたいんだとか、そういう目的とかねらいとかを、司法書士会として、ちゃんと出していく時期にあるんじゃないかなと、そんなことも感じています。

高橋 ちょっと実践の話で、高校がかなり中心になっていると思いますが、学校に対する案内ですね、アプローチの仕方について、福島のをやり方を、原田さんちょっと話してください。

原田 先ほども話しましたが、教育長の所に行ったりして、県内すべての高校に7月下旬に案内文書を発送しております。それだけで集まるのではなくて、10月下旬に第2回の案内をしています。去年申し込みがあったが今年は無いというような学校に出しまして、毎年25校くらいからお申込みいただいているというような状況です。

高橋 福島県内は、どれくらい高校があるんですか。

原田 130校くらいかと。

高橋 かなりリピート校が多いんですかね。

原田 ほとんどがリピート校です。年に2つ3つくらいは、新しいところからの応募もあります。

高橋 東京は大都会ですが、そこでは各学校へのアプローチはどうされているか教えていただけませんか。

参加者C (東京：司法書士)  
東京の学校への案内ですけども、学校法律教室の案内文書を年に1回7月くらい

に、都内の各学校 400 校くらい、私立・公立あわせてあるんですけれども、そこに案内しているだけです。

高橋 案内文の内容はどんなものですか。

参加者 C 一応、法律教室をやりますで、こういった内容を授業していただきたいかというチェック項目をいくつか載せていまして。学校側がそれをチェックしてそれが返ってきますので、じゃあこういうことがやりたいのかなということ、ある程度目星をつけて。その後、学校側と打合せをして、先生たちとチェックしたものを本当にこれがやりたいのかとか。先生方もよく分かってないことがあって、例えば、悪質商法があるからチェックしてみた、そんな感じのこともあるので、そのへんはよく話を聞いてみると、こっちがこんなこともやったほうがいいのではないですかと提案していくと、その方がいいということも。あくまでも最初の案内の項目は、目星にはなる、だけどそれだけでは、本当の学校のニーズは分からないので、打合せは重要かなと。

高橋 その打合せというのは、実施までに何回も重ねるのですか。

参加者 C 基本的には 1 回だけ。その 1 回の中で、基本的にはこういったテーマを選ぶかということだけですね。授業のやり方とか、教材とか、こういったものを使うかはこちらに任せていただいて。基本的には日司連のパワーポイント教材を使っているんですけれども。

高橋 福島では、実施までの教員との打合せは、どんなことをやっていますか。

原田 まず、福島県司法書士会の事務局にお申込みいただきまして、私もしくは副委員長からご挨拶の電話をさせていただいて、後日、担当の、各支部の担当の委員会のメンバーからご連絡をしたうえで、事前に打ち合わせにうかがいますということで、開催の 2 週間前くらいに、学校に行って、こういう内容でやらせていただきますと。そのときに、いろんなニーズもうかがったりするんですけれども。あと、生徒さんの就職希望の方、進学希望の方がおられるかとか、そういった話をさせていただいて、配っていただきたいものがあればそのときにお渡ししたりとかしております。

高橋 福島会では、原田委員長の社会公益活動委員会、今日はそのメンバーにおいでいただいているんですけれども。新しい会員にも委員会に入ってもらって、現場にどんどん行ってもらって体験をしようということをやっています。そのメンバーの方に、初体験の高校での感想があれば。

参加者 D (福島：司法書士)

私も今年登録したばかりで、この委員会に入ることになり、もちろん見たこともなかったもので、どんなものか想像もつかなかったんですが。今月の前半に初めて行ってきて、寸劇の一部を担当したんですけど。感想は、もうちょっと冷たい感じかなと思っていましたが、意外と寸劇なんかを上手にやられた方がいたんで、場が盛り上がりまして、生徒さんにもやってもらったりして意外と興味をもってもらえたんじゃないかなと思います。

高橋 ありがとうございます。どの会も、担い手の人材育成というのは苦労されているところかもしれないんですが。さきほどの原田委員長の話の中で、いろんな世代の会員なりの良さが出ているということなんですけれども。その担い手となる会員の数は増えているんですか。

原田 先ほどのDさんが行かれたときは、初めての登録したばかりの会津地方の司法書士にかなり出ていただいた。経験者1人で、あとは未経験の登録したばかりの司法書士5名に参加していただいた。パワーポイント教材を使ったんですね。パワーポイント教材の中で、寸劇とかを新しい方に。本当は、最初は見ただけでいいんですがということでもとりあえずお願いしたんですが、実際にはやってもらったりして。でも1回やっちゃえば、もうDさん、次はもうパワーポイント教材の一つくらいは説明できそうだと言っていましたよね。

高橋 山形会は、規則改正でプロボノ活動を推進することになったんですね。

参加者E (山形：司法書士)  
私も入会して1年未満で、あまりよく分からないんですが、確か、公益活動を(年間)8時間以上努力をするということになっていまして。相談会やら高校生のための講座なんかをその一環にするということにはなったと思います。

高橋 そういう意味では、かなり講座に行く方が増えている、そういうことも後押しになっているのでしょうか。

参加者E 今年、委員会が一新したばかりで、まだ案内も出していない状態で。例年、秋から冬にかけて案内を出すことになっていたようで。それもちょっと、高校側の希望が2月、3月であればいいんですけども、10月とか11月を希望される高校もあるだろうということで、今年はまず、アンケートを高校側に送りまして、時期とかしてほしい内容とか対象学年、何年生対象がいいと思いますとか、そういったまずアンケートをしてみて、まだ案内は出していない状況です。講師を依頼してやってくれるかという状況は、まだ分かりません。ただ、例年は講師依頼がなかなかたいへんだということで。委員会とかは関係なく、一般会員にお願いしている状況だと思います。山形では、原則2人でということをやっていますので、寸劇などは無理だろうという話で、パワーポイント教材とかそういう形態になるだろうというふうに思っています。

高橋 もうちょっと実践のことで。小牧さんどうですかね。司法書士ならではのこれを伝えられるという強み。これはどう感じられていますか。

小牧 やっぱ、先ほどから原田さん、井上さんもお話していただいたんですけども、相談会と法律教室をドッキングさせていくとか、疲弊された先生方をケアしたいとか、生徒さんたちの心のケアをしたいとか、実際に私たちがやっている相談活動というところで、みなさんをエンパワーしたいとか、何か協力していきたいという思いがある。それが学校での法律教室と結びついていると思うんですね。そこをどうつなげていくようなお話ができるかだと思うんです。さっき、高校生が何か働きかけをしたという事例をお話しましたがけれども、例えば労働トラブルの事例を出すと、残業代を払えという訴訟をお手伝いした方がいて、その方が訴訟を起こしたことがきっかけで、その職場の他の従業員の方々の未払残業代がちゃんと是正されたということがあって。その方は、自分自身のことが解決したことよりも、そっちの方のことを喜んでおられたんですね。そんないろんな訴訟当事者の方ですとか相談者の方が、悩んで、考えて、行動したという姿を、実際に私たちは目の前で見ていて、そのことを伝えられるということが、私たち自身の強みなのかなと思っています。

こんな経験があったんですけども。私が法律教室をしに行きますよね。そうすると、私は生徒さんたちのことをぜんぜん知らないでお話するじゃないですか。発言してくれる子がいて、ああそうかと話を聞いているんですけど、後で話を聞くと、学校の先生がびっくりしてはるんですよ。なぜかと言うと、「あの子は授業中しゃべらん子や。なんで発言したんやろう。」と驚かれるわけですよ。というのは、外部の先生が来ること

で、子どもたちの知らない面に気づかされるという、そういうことで、学校の先生自体にも新しい発見があるんですね。私たちは先入観がないですから。学校の先生方は普段見ているから、そんなつもりはなくても、この子はこんな発言しかしないだろうという思いがもしかしたらあるかもしれないというところを、視点を変えさせるということがありますよね。あるいは、ある高校で法律講座をした後で、アンケートを毎回やるんですが、そのアンケートの中に実際に被害にあったということで相談を書いていた子がいたんですよ。私たち、普段だったらすぐ帰ってしまって後日アンケートを送ってくださいねと言うんですが、そのときは各クラス別で実施していて、早く終わったところから司法書士がバラバラと戻ってきて、待っている間に(アンケートを)見ていたんです。ちょっと深刻な内容だったし、誰が書いたのかも分かりましたので、担任の先生・学年の先生にお伝えして、その先生から話を聞いていただくことにして。もしも継続相談になりそうだったら、今日、講師をしたこの司法書士に連絡してくださいと、そういう対応をした。直接、生徒さんたちから被害や悩みを受け取ることができた。学校の先生方も感謝しておられたんです。私たちが行ったことで、被害を察知できたということはあるがたかつたし、それにどう対応したらいいかということも相談できてよかったと言っていた。やっぱり、私たちが学校に行く意味というのはすごくあるんじゃないかなと思ってます。

高橋 やっぱり、教科書を読むだけではなかなか理解しない、社会の現場というのはちょっと違う。本物を、我々が感じていることを伝える、それが我々の強みかもしれないということだと思うんですが。井上さんも、ご自分で受けた相談事例とかよくお話をされてますけど、そういう思いで伝えようとしておられるんでしょうか。

井上 相談会には、立場上あちこち行きますし、高校生の法律教室も私が所属している支部に声があったときはやっている。毎年必ず行っているんですけども、聞き手のことはかなり意識しています。固いなあとと思ったら、こっちがちょっとだけさせるとか、そんな形はします。生徒さんたちから見ると、おとなが、スーツを着てネクタイしめたおとながくだらないことを言うとは思ってないようで、そのギャップがまた、話を聴いてくれるきっかけにもなったりするんですね。やはり、異質なんですよ。学校の生徒から見ると、我々、なんていうかどんな人間なのかも分からないのに、とりあえず仕事を休んで、学校へ来て、なんか法律の役に立ちそうな話をして帰る。異質なものが来るだけでも、もう十分刺激にはなっているような気がします。

実際に相談を受けたという経験は、私は経験無いですけど、ただ、アンケートを見ると、自分のお父さんが実は消費者問題をかかえているとか、電話がいっぱい来ますというような話があったりもするんですね。そういうことになると、その生徒さんを通じて、司法書士っていうやつが来て、しゃべってた中で、お父さんの問題も話してたよということになれば、そこからそのお父さんが司法書士会にアクセスするきっかけになるんじゃないかなと。そういう意味では、分かってもらおう努力はしなければならないと思います。

アンケートには、やっぱりいろいろ書いていただけるんですね。本当にこんな言葉で書くのかと、ちょっとけなされるようなこともありますし。面白い。アンケートはぜひ、取っておいた方がいいと思います。

高橋 先ほどの皆さんの発言の中で面白いなと思ったのは、栃木の方の朗読劇のこと。それは、どんなやり方なんですか。教えていただけますか。

参加者F (栃木：司法書士)  
担当の生徒さんは、予め事前に決めておいて、その場で入ってもらってやる感じです。

高橋 朗読劇のイメージは、どんなものですか。具体的に。

参加者 F      これがですね、かなりシナリオが深くて、一般人が想像できないような、担当の先生の力量なんでしょうが、かなりドラマティックな内容でして。時間は長いのでちょっとたいくつになってしまうくらいがあって、中に寝ているこどもさんもいます。

高橋      小牧さんにお聞きしときたいんですが、我々は法教育をします。教育する側の立場でもあるんですが、我々自身、司法書士が、司法の現場に立つ立場として我々も学ぶべき法教育っていうのはあるんじゃないかなということは感じるんですけど。例えば、裁判所の調停の場であっても、調停委員の資質にいろいろ問題があって、また裁判官の余計な発言があって傷つけられる方もいたりということで、そういう意味では、我々司法書士も含めて、現場で法教育の感覚を身に付けていかなきゃいけないんじゃないかなと思うことがあるんですが。

小牧      それは、法教育の担い手を増やすということにも関わってくると思うんですけども。私たち自身の仕事っていうのは、どういうことなのかということ振り返ってみると、司法と市民をつなぐ、結びつけるという役割、市民を司法に近づけると言ったほうがいいのかな。そういう役割を担っているのが私たちだと思うんですね。それを、いかに伝えていくか。普段は、目の前の依頼者・相談者を対象にしているんですけども、もっとこう、いろんな方に司法にアクセスしてほしい、そのために自分の業務の中で何をしていくのかというのを考えていったときに、そういう答えが見つかっていくのかなと思います。

私の場合は、やっぱり学校現場から学ぶことって、すごく多いです。最初は平成 12 年度から始めたんですが、そのときは、大阪教育大学出身といえども教育の現場からはぜんぜん離れたところで暮らしてましたので、学校で「契約」のこととか教えてくれないから（学校へ）行かなければならないと思ってた、思い込んでいたことがあるんですけど。ちょっと月報司法書士（「法教育のネットワークづくりのすすめ」469号、2011年3月号13-16頁）にも書いたのでご存知かもしれませんが、やっぱり現場に行くとガンと頭を殴られたというか。実際に、家庭科の教科書に消費者教育が載っているなんてぜんぜん知らなかったし。アルバイトでこどもたちが（労働トラブルで）困っているんだよと分かったりとか、大阪なんかで言うところのこどもさんたちの親御さんたちが失業だったり、生活保護だったり、親御さんのもとの暮らせないこどもさんがいらっしやったりとか、はっきり言って社会の縮図みたいなところがありますね。お金が続かないから中退しなければいけないとか。学校に行ったらまあなんとかなるから、みんなのお弁当をかじってでも食べられるから、お金が無いし弁当もないねんけどやってくるお子さんとか。そういった学校現場から、今の社会が見えてくることもあるんです。だからこそ、学校現場にはどんどん出かけるべきだというふうに思っていて、そこからやっぱりみんな学んで欲しいかなと思っています。

ちょっと言いたいことを少し付け加えたいんですけど。私が学校に行って一番大事にしているのは、先生方に私が思っていることとか、普段の業務の中で感じていることをどう伝えるかということだと思うんですね。大阪司法書士会の場合は、講座申込書に「事前学習のための日時はいつですか」というチェック欄があるんですよ。それは、うちはできませんと書いてくる学校もあるんですけど、例えば私が担当にあたった学校はそうだったんですけど。事前学習をやると、事前に生徒さんたちの疑問や質問がアンケートで集まってきて、私たちもそれにお答えできるので、こんな面白い取り組みをした学校があるんですよと、打合せでしゃべるわけですよ。その学校は、3学期の予定だったんですが、2学期の頭くらい、4か月くらい前に打合せに行って、それで一生懸命説明するんですよ。だからこそ事前学習が絶対に必要ですから、学年で取り組んでくださいと、説得の時間をとっていただいて、何とか事前学習をしていただきました。というのが積み重なりまして、今ではその学校では、事前学習は当たり前という学校になってきました。そうすると、今度は学校の先生方から工夫が出てきて、司法書士の先生

方のバックボーンになっていることとか、仕事に対する思いをぜひ聞かせてくださいということになって、私たち、講座が終わってから学校からのアンケートにお答えして返事を書いたんです。「法律について思っていることは何ですか」とか「なぜ司法書士になったんですか」とか。そういうことをまとめたプリントを作ってください、生徒さんたちに配ってくれたんですね。今年は、その取り組みを先にしてください、そうすると今度は子どもたちが、実際に司法書士さんにインタビューをしたいと。講座の終了後に生徒代表が前に出てきて、「先生方が最も困難だった事件、それを解決した事件は何ですか。」と質問されて、うーんと答えに困ったんですが。そんなふうな取り組みにまで発展したんですね。

学校の先生方と話をすることでは、私は例えばDVの授業をするんですけども、必ず事前学習してくださいとお願いするんです。1時間で絶対伝えられませんから。で、「学年の先生方で、事前学習でこういうプランでやってください。」と持っていきますが、そのために教員研修会をまずやらしてもらいます。1時間ほど、私が教員向けの研修をするんです。疑問は全部出してもらいます。疑問に全部お答えして、この事前学習のポイントはここです、こんな事例があるんですというような話をして、それで事前学習をしていただく。それで生徒さんの疑問をくみ上げていただくというような工夫もしています。

そんな授業ばかりではなく、学校の先生方に趣旨が分かっただけだと、学校の先生が授業をされます。私はコメンテーターという立場で、(授業を見て)コメントしてくださいという招かれ方をします。そんな風に、いろんなやり方が考えられるのかなと思います。もっと言うと、例えば福島県会さんが、子どもさんたちの心のケアをしたい、先生方に寄り添いたいというふうな思いがあるんですよということであれば、そういうことをペーパーにして、学校に出していけばいいと思うんですね。今日のシンポの報告なんか、案内をされた学校に届けられたらどうですか、報告集みたいな冊子にならなくてもいいので、チラシみたいな形でもいいので、こんな研修会をしましたという報告を出されたらどうですかというご提案もしたんですけども。そういったところで、先生方に寄り添いたいんだという思いも伝えていけば、何かしらつながりが出てくるんじゃないかなと思います。ちょっと話が脱線しましたが、私たちがそういう活動をしていく中で、私たち自身も「法的な疑問・被害を感じたときに動ける力」、動ける力だけでなく「それを支える力」みたいなもの、それを獲得していけるんじゃないかなと、そんなふう考えています。

高橋           そうですね。まさしく我々も、学んで力をつけていかなければならないなと、そんな気がします。原田さん、井上さん、これから子どもたちにこの活動を通じて、何を伝えて、何を発信していくか、ひと言ずつお話をさせていただいてと思います。

原田           そうですね。さきほど京都会の授業を見させていただいて感じたこと、「原則」ということを何度も何度も話されたこと、非常に感銘を受けまして。ともすると、消費者教育というのは例外規定が重視されてしまいますというか、そうなりがちなのかなと感じるところがありまして、あくまでも「契約」というのは守らなければならないと、そういう「原則」をですね、きちんとして伝えていかなければならないと考えています。できれば1時間という中では非常に難しいんですが、法的なものの考え方ということについて、「原則」を強く言うことによって、そういった考え方も伝えていければいいなというふう考えております。

井上           私、法律教室が始まったときにはまだ新人で、先輩の授業についていって、司法書士の先輩がまとめの言葉で使ってたたとえというか事例があって、お猿さんの話をするんですよ。お猿さんというのは、子育てをしながら子どもをあちこちに連れて行って、ここは水飲み場よ、この時期にはここに木の芽があって、というふうに、そうやって生きていくためのすべを教えているんだと。我々が話した話も、みんなに話した話もそれと

同じで、生きていくすべを教えているんだよというようなまとめの話をされていたんで、ああ、なるほどなあと思ったんですね。今日、小牧さんの話でも、社会とのつながりを意識させるような方向でのお話があったように、私もそこは、改めて意識しないといけないなと。守られているのは今だけで、あなたたちも社会に出たら一人のおとなとして、契約社会の中で生きていかなければならないんだということ意識してもらえよう教室ができればなと、今日、改めて思いました。

あと、法律教室をやる我々として、あんな風に、司法書士法教育ネットワークのテーマである最後の「そして楽しく」。楽しくやるという意識を持ってやらないと、たぶん長く続かないでしょうし、自分もつまらなくなってしまうので、楽しくやる。という自分たちの意識は持ち続けたいと思います。

高橋

ありがとうございました。福島県は、東北の被災会もそうですが、それぞれ徐々に復興へのロードマップを描こうとしています。福島の、おそらくキーワードは「こどもたちの未来を考えること」になろうかと思いますので、我々もできる限り教育の現場に行き、できることは何かということを考えていきたいと思っています。この司法書士法教育ネットワークの地域巡回交流会。おそらくこれからも、いろんな所でやろうかと思いますが、そういうところで皆さんとお会いしてですね、またいろんな意見交換をして、楽しい法教育活動を一緒にやっていければと思います。

今日はどうもありがとうございました。

司会

高橋会長、小牧さん、原田さん、井上さん、どうもありがとうございました。皆様、今一度、大きな拍手をお願いします。

(おわり)